

本邦にある会社等の内部留保等に関する報告書

(報告者の決算月： 年 月決算)
(1年に満たない事業年度を採用している場合は上記以外の決算月： 月)財務大臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____

報告者： _____

名称及び

代表者の氏名 _____

報告者の業種番号 _____

住所又は所在地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名 (電話番号) _____

1. 概況

外国投資家名		当社の設立年	年	
外国投資家の業種番号		外国投資家の当社への 議決権割合	当 期	前 期
外国投資家の所在国 又は地域			%	%
最終投資家の所在国 又は地域				

2. 当社の主要資産負債勘定等

(百万円)

科 目	当 期	科 目	当 期
当社から上記外国投資家 への貸付金残高		当社による上記外国投資家 からの借入金残高	
当社から上記外国投資家 への債券投資残高		上記外国投資家から当社 への債券投資残高	
当社から上記外国投資家 への出資残高		上記外国投資家から当社 への出資残高	
		当社の内部留保残高	
		当社の内部留保 (当期中)	

- (記入要領)
- 西暦により記入すること。
 - 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
 - 「報告者の業種番号」及び「外国投資家の業種番号」欄には、本省令別表第3に定める番号を記入すること。
 - 「外国投資家の当社への議決権割合」欄は、報告者が特定目的会社の場合には、当該外国投資家に所有される特定出資の割合を記入すること。
 - 「当社から上記外国投資家への貸付金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等（法第16条の2に定める「銀行等」をいう。以下同じ。）及び「非居住者に対する貸付け等の実行の状況に関する報告書」を提出している保険会社は記入を要しない。
 - 「当社による上記外国投資家からの借入金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等は記入を要しない。
 - 「当社の内部留保残高」欄には、報告者の利益剰余金の金額を記入すること。
 - 「当社の内部留保（当期中）」欄には、報告者の経常損益相当額から営業外収益及び営業外費用に含まれる各種損益、支払配当金（ただし、資本剰余金の取崩しによる配当金を除く。）を控除した金額を記入すること。
 - 外国投資家が、報告者の議決権の100分の10以上を所有している場合に記入すること。

「本邦にある会社等の内部留保等に関する報告書」記入の手引
(直近改訂時点：2021年3月)

1. 報告を要する者

外為法第26条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する外国投資家のうち非居住者により、議決権の100分の10以上を所有されている本邦にある会社。ただし、当該会社の資本金の額が10億円に満たない場合は、報告を要しない。

外為法第26条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する外国投資家のうち非居住者により、特定出資の総口数の100分の10以上を所有されている本邦にある特定目的会社。ただし、当該特定目的会社の特定資本金の額と優先資本金の額を合計した額が10億円に満たない場合は、報告を要しない。

2. 報告の根拠となる法令条文

報告省令第30条

3. 報告書の提出先と照会先

(1) 提出先：東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ62番窓口

(郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社日本橋郵便局私書箱30号
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ)

(2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧を参照

4. 報告書に計上する時期

報告者の事業年度末

5. 報告書の提出期限

翌事業年度開始後3か月以内

—— 3か月にあたる日が休日（日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ）の場合は、休日の翌日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

1部

7. 報告書に記入する金額の単位

百万円（単位未満四捨五入）。円以外の通貨の円への換算にあたっては、各決算期における当該通貨の市場実勢レートを使用すること。

8. 報告の対象

(1) 外国投資家の議決権割合、報告者の主要資産負債勘定及び内部留保残高等について報告すること。

(2) 外国関連企業（報告省令第30条第1項各号及び第2項各号に掲げる外国法人）との間の金銭貸借残高及び債券投資残高については、付表で報告すること。ただし、報告の対象となる残高が10億円に満

たない場合には、報告を要しない。また、外国関連企業が外国投資家に該当する場合には、付表での報告は要しない。

9. 記入の方法と留意点

(1) 「報告者の決算月： 年 月決算」欄

報告者の決算月を西暦により記入すること。前回の報告以降に決算月が変更された場合、変更前の決算月をかつこ書で補記すること。また、1年に満たない事業年度を採用している場合、「1年に満たない事業年度を採用している場合は上記以外の決算月： 月」欄に上記以外の決算月を記入すること。

(2) 「報告年月日」欄

西暦とすること。日付は日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループに提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。

(3) 「名称及び代表者の氏名」欄

報告者が法人の場合は、法人名及び代表者の氏名を記入すること。代表者とは会社を代表する取締役等のこと。氏名の冒頭に役職名（代表取締役社長等）も付記すること。押印は不要。

(4) 「報告者の業種番号」欄

報告省令別表第3に定める業種番号を記入すること（下表参照）。報告者が複数の事業を営んでいる場合は、売上高が多い主たる事業の業種番号を記入すること。また、報告者自身が持株会社に当たる場合は、再投資先の業種に該当する業種番号を記入すること。ただし、再投資先の業種が明らかではない場合は、「その他製造業」又は「その他非製造業」を記入しても差し支えない。

(5) 「責任者の氏名」欄

報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）の氏名を記入すること。なお、責任者を選定するにあたり、部長等の肩書の有無は問わない。押印は不要。

(6) 「担当者の氏名（電話番号）」欄

イ. 担当者は、本報告書に関する照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。

ロ. 電話番号はできるだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。

(7) 各項目の記入について

イ. 「外国投資家名」欄には、報告者に対し議決権の100分の10以上を所有している外国投資家の名称を記入すること。なお、前回の報告以降に当該外国投資家の名称が変更になった場合には、その旨及び変更前の名称をかつこ書で補記すること。

ロ. 「外国投資家の業種番号」欄及び付表「外国関連企業の業種番号」欄には、報告省令別表第3に定める業種番号を記入すること（下表参照）。外国投資家及び外国関連企業が複数の事業を営んでいる場合は、売上高が多い主たる事業の業種番号を記入すること。また、外国投資家及び外国関連企業が持株会社の場合は、再投資先の業種に該当する業種番号を記入すること。

ハ. 「外国投資家の所在国又は地域」欄には、外国投資家の所在国名又は地域名を記入すること。

ニ. 「最終投資家の所在国又は地域」欄には、上記外国投資家への議決権割合^(注)が100分の50超となる他の投資家が存在する場合、当該投資家の所在国名又は地域名を記入すること。なお、当該投資家への議決権割合^(注)が100分の50超となる投資家がさらに存在する場合、当該投資家の所在国名又は地域名を記入すること。上記外国投資家への議決権割合^(注)が100分の50超となる投資家が存在しない場合は、記入を要しない。

(注) 外国投資家又は当該投資家が組合その他の団体の場合には、当該組合その他の団体の業務執行をできる権限をいう。

(例) 報告者が、A国に所在する持株会社（企業A）経由で、B国に所在する企業（企業B）から投資を受ける場合（企業Bは企業Aの、また、企業Aは報告者の議決権をそれぞれ100%保

有しているとする)、報告者にとっての「外国投資家」は企業A、「最終投資家」は企業Bとなる。なお、この例において、C国に所在する企業(企業C)が企業Bの議決権を100%保有している場合には、「最終投資家」は企業Bではなく企業Cとすること。

- ホ. 「当社の設立年」欄には、報告者の設立年を記入すること。
- ヘ. 「外国投資家の当社への議決権割合」欄には、報告者の総株主又は総社員の議決権に占める外国投資家の議決権の割合を小数点以下第1位まで(小数点以下第2位を四捨五入)記入すること。なお、報告者が特定目的会社の場合には、当該外国投資家に所有される特定出資の割合を記入すること。
- ト. 「当社から上記外国投資家への貸付金残高」欄には、外国投資家に対する貸付金残高を、付表「当社から外国関連企業への貸付金残高」欄には、外国関連企業に対する貸付金残高を、それぞれ記入すること。ただし、「資産負債状況報告書」(別紙様式第26)を提出している銀行等(外為法第16条の2に定める「銀行等」をいう。以下同じ)及び「非居住者に対する貸付け等の実行の状況に関する報告書」(別紙様式第41)を提出している保険会社は記入を要しない。
- チ. 「当社から上記外国投資家への債券投資残高」欄には、報告者が保有する外国投資家が発行した債券(社債等)の残高を記入すること。
- リ. 「当社から上記外国投資家への出資残高」欄には、報告者が保有する外国投資家の発行済株式(新株払込金を含む)及び資本準備金への払込金又は出資持分の残高を記入すること。
- ヌ. 「当社による上記外国投資家からの借入金残高」欄には、外国投資家からの借入金残高を、付表「当社による外国関連企業からの借入金残高」欄には、外国関連企業からの借入金残高を、それぞれ記入すること。ただし、「資産負債状況報告書」(別紙様式第26)を提出している銀行等は記入を要しない。
- ル. 「上記外国投資家から当社への債券投資残高」欄には、外国投資家が保有する報告者が発行した債券(社債等)の残高を記入すること。
- ロ. 「上記外国投資家から当社への出資残高」欄には、報告者の純資産の部から利益剰余金及び優先株式の払込総額を控除した金額^(注)に、「外国投資家の当社への議決権割合」(ヘ. 参照)を乗じた金額を記入すること(報告者が自己株式を保有し、算出結果がマイナスとなる場合には、マイナス表示(△)にて報告すること)。
- (注) 外国投資家が、報告者の優先株式も保有している場合は、当該金額に優先株式の保有金額を加算した金額を記入すること。
- ワ. 「当社の内部留保残高」欄には、報告者の利益剰余金(連結ベース)の金額を記入すること。なお、内部留保がマイナスとなる場合には、マイナス表示(△)にて報告すること。
- カ. 「当社の内部留保(当期中)」欄には、報告者の経常損益相当額^(注1)(連結ベース)から営業外収益/費用に含まれる資産の保有に伴う損益^(注2)、支払配当金^(注3)を控除した金額^(注4)を記入すること。なお、内部留保(当期中)がマイナスとなる場合には、マイナス表示(△)にて報告すること。

(注1) 報告者の損益計算書において「経常損益」が存在しない場合には、税引前当期純損益から特別損益に相当するものを除いた金額として差支えない。

また、報告者の損益計算書において「経常損益」、「特別損益」が存在しない場合には、営業損益に営業外収益のうち資産の保有に伴う利益以外のものを加算し、営業外費用のうち資産の保有に伴う損失以外のものを控除した金額として差し支えない。

(注2) 例えば、有価証券売却(評価)損益、固定資産除去損益、為替差損益など。ただし、損益計算書において営業外収益/費用を表示していない銀行等については、控除を要しない。

(注3) 資本剰余金の取崩しによる配当金を除く。配当額確定後、当該計数を経常損益相当額から控除した金額を報告すること。

(注4) 報告者が財務諸表の作成にIFRS (International Financial Reporting Standards) を用いており、日本基準への読替えが困難な場合には、下記IFRSの例を基にした金額で差し支えない。

(日本基準) 報告者の損益計算書 (連結ベース) の例

日本基準	資産の保有に伴う損益
売上高	
売上総利益	
販売費及び一般管理費	
営業利益	
営業外収益	
受取利息	
受取配当金	
受取賃貸料	
有価証券売却益	該当
為替差益	該当
固定資産売却益	該当
デリバティブ評価益	該当
持分法による投資利益	
その他	
営業外費用	
支払利息	
支払賃借料	
有価証券売却損	該当
為替差損	該当
固定資産除却損	該当
デリバティブ評価損	該当
持分法による投資損失	
その他	
経常利益	
特別利益	
特別損失	
税引前当期純利益	

(損益計算書外の項目)

支払配当金

※上記の例は、実際の財務諸表とは異なるケースがある点、ご了承ください。

上記例における内部留保 (当期中) の算出方法

(例1) 「経常利益」を起点とした算出方法

＝経常利益

－ (営業外収益のうち資産の保有に伴う利益) ＋ (営業外費用のうち資産の保有に伴う損失)

－支払配当金

(例2) 「経常利益」が存在しない場合の算出方法

＝税引前当期純利益－特別利益＋特別損失

－ (営業外収益のうち資産の保有に伴う利益) ＋ (営業外費用のうち資産の保有に伴う損失)

－支払配当金

- (例 3) 「経常利益」、「特別損益」が存在しない場合の算出方法
 = 営業利益
 + (営業外収益のうち資産の保有に伴う利益以外のもの)
 - (営業外費用のうち資産の保有に伴う損失以外のもの)
 - 支払配当金

(IFRS) 報告者の損益計算書 (連結ベース) の例

IFRS	資産の保有に伴う損益
売上収益	
売上総利益	
販売費及び一般管理費	
その他の収益	
受取賃貸料	
固定資産売却益	該当
その他	
その他の費用	
減損損失	該当
固定資産除却損	該当
その他	
営業利益	
金融収益	
受取利息	
受取配当金	
有価証券売却益	該当
デリバティブ評価益	該当
為替差益	該当
その他	
金融費用	
支払利息	
有価証券売却損	該当
デリバティブ評価損	該当
為替差損	該当
その他	
持分法による投資損益	
税引前利益	

(損益計算書外の項目)

支払配当金

※上記の例は、実際の財務諸表とは異なるケースがある点、ご了承ください。

上記例における内部留保 (当期中) の算出方法

(例 1) 「営業利益」を起点とした算出方法

- = 営業利益
 - (その他の収益のうち資産の保有に伴う利益)
 + (その他の費用のうち資産の保有に伴う損失)
 + (金融収益のうち資産の保有に伴う利益以外のもの)
 - (金融費用のうち資産の保有に伴う損失以外のもの)
 + 持分法による投資損益
 - 支払配当金

(例2) 「税引前利益」を起点とした算出方法

＝税引前利益

－ (その他の収益のうち資産の保有に伴う利益)

＋ (その他の費用のうち資産の保有に伴う損失)

－ (金融収益のうち資産の保有に伴う利益)

＋ (金融費用のうち資産の保有に伴う損失)

－ 支払配当金

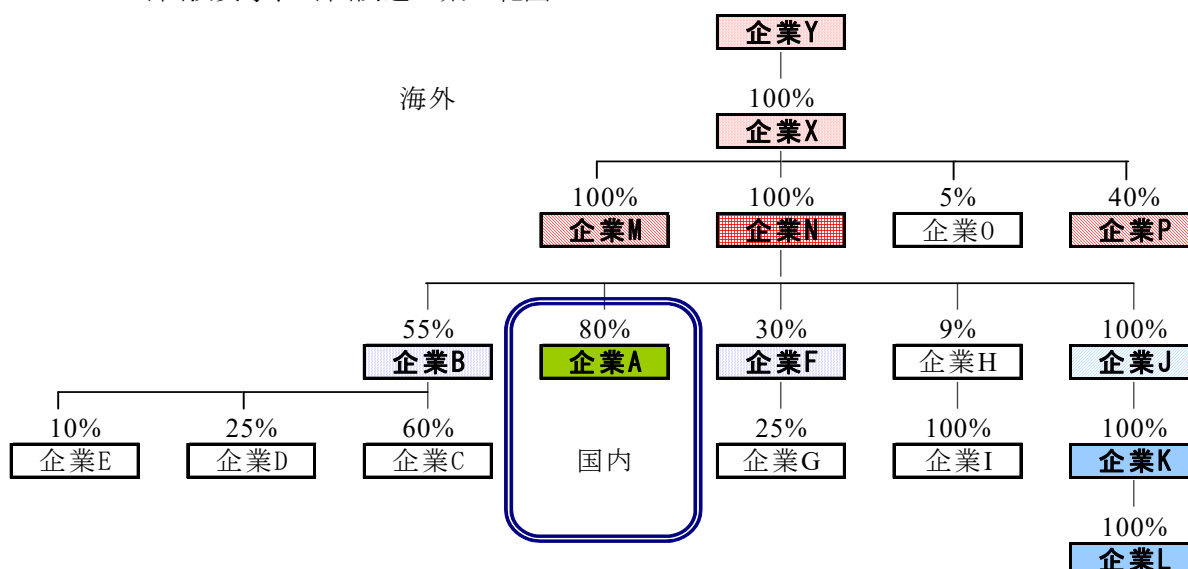
ヨ. 付表には、外国関連企業（報告省令第30条第1項各号及び第2項各号に掲げる外国法人）との間の金銭貸借残高及び債券投資残高について記入すること（外国関連企業の範囲は、下表参照）。報告者の事業年度末における金銭貸借残高及び債券投資残高の状況に代えて、当該外国関連企業の直近の事業年度末における金銭貸借残高及び債券投資残高の状況を記入して差し支えない。なお、この場合、「外国関連企業名」欄には、当該外国関連企業の名称の末尾に決算月をかつこ書で補記すること「<例> XXXX Co., Ltd (〇月決算)」。なお、前回の報告以降に当該外国関連企業の名称が変更になった場合には、その旨及び変更前の名称をかつこ書で補記すること。

(8) 外国投資家が複数の場合には、外国投資家別に報告書を作成すること。

<業種番号>

	(製造業)	180	一般機械器具	330	建設業
100	食料品	190	電気機械器具	340	運輸業
110	繊維	200	輸送機械器具	350	通信業
120	木材・パルプ	210	精密機械器具	360	卸売・小売業
130	化学・医薬	290	その他製造業	370	金融・保険業
140	石油	(非製造業)		380	不動産業
150	ゴム・皮革	300	農・林業	390	サービス業
160	ガラス・土石	310	漁・水産業	490	その他非製造業
170	鉄・非鉄・金属	320	鉱業		

<外国投資家、外国関連企業の範囲>



＜本表：外国投資家の範囲＞		
第30条第1項、第2項	<ul style="list-style-type: none"> 本邦にある会社の議決権の100分の10以上を所有している非居住者である個人、又は外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体 本邦にある特定目的会社の総口数の100分の10以上を所有している非居住者である個人、又は外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体 	(例) 企業A (報告者) からみた企業N
＜付表：外国関連企業の範囲＞		
第30条第1項第1号、同条第2項第1号	<ul style="list-style-type: none"> 上記外国投資家により議決権の全部を所有されている外国法人 	(例) 企業A (報告者) からみた企業J
第30条第1項第2号、同条第2項第2号	<ul style="list-style-type: none"> 上記の外国法人により議決権の全部を所有されている外国法人及び当該外国法人により議決権の全部を所有されている外国法人 	(例) 企業A (報告者) からみた企業K、L
第30条第1項第3号、同条第2項第3号	<ul style="list-style-type: none"> 上記外国投資家により議決権の100分の10以上の議決権を所有されている外国法人 (第1号に掲げる外国法人を除く。) 	(例) 企業A (報告者) からみた企業B、F
第30条第1項第4号、同条第2項第4号	<ul style="list-style-type: none"> 上記外国投資家の議決権の過半数を所有する外国法人及び当該外国法人の議決権の過半数を所有する外国法人 (前各号に掲げる外国法人を除く。) 	(例) 企業A (報告者) からみた企業X、Y
第30条第1項第5号、同条第2項第5号	<ul style="list-style-type: none"> 上記外国投資家の議決権の過半数を所有する外国法人により議決権の100分の10以上の議決権を所有されている外国法人 (前2号に掲げる外国法人を除く。) 	(例) 企業A (報告者) からみた企業M、P

(注) 本表に記入する外国投資家が外国関連企業にも該当する場合には、付表での報告は要しない。